

### 第三 推計方法

#### (附) 新旧推計方法の相異点

(一) 国民総生産費	.....	壹頁
(1) 分配国民所得	.....	壹
(A) 勤勞所得	.....	壹
(B) 個人業主所得	.....	毛
(C) 個人賃貸料所得	.....	亮
(D) 個人利子所得	.....	六
(E) 法人所得	.....	六
(F) 官公事業剰余等	.....	六
(2) 調整項目	.....	六
(A) 資本減耗引当	.....	六
(B) 間接事業税	.....	六
(C) 補助金	.....	六
(二) 国民総支出	.....	壹
(1) 個人消費支出	.....	壹

(2) 国内民間総資本形成	.....	壹
(3) 海外純投資	.....	亮
(4) 政府の財貨とサービス購入	.....	亮
(附) 新旧推計方法の相異点	.....	七
(1) 分配国民所得	.....	七
(2) 国民総支出	.....	七

### 第三 推計方法

(附) 新旧推計方法の相異点

以下に、第二統計諸表に示された二十七年度における国民所得の主要系列について、その推計方法を概説し、あわせて、従来の推計方法を変更した主な部分について、二十六年年度の新旧計数にもとづき説明しよう。

#### (一) 国民総生産費

##### (1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一國の居住者の一定期間における生産活動によつて発生し、生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

##### (A) 勤勞所得

これは賃金俸給所得とその他の被傭者報酬からなり、前者は、常傭日傭をとわず、雇傭契約によつて被傭者の地位にある人々の賃金俸給（重役報酬を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与等を含み、後者は重役報酬、社会保険料の雇傭主負担分、議員才費、チップ等のほかに、被傭者が兼業として受けとる勤勞所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

##### (a) 賃金俸給所得

##### (イ) 農林水産業

農業については、「農家経済調査年報」により、全府県一戸当り農業支出中の雇傭労賃の割合を求め、これを後述の農業個人業主所得に乗じて算出した。

林業は、すでに物的方法により推計済の二十七年十月十二月分を基礎にして、生産数量と伐木・木材運搬の賃金との総合指数により延長して二十八年一月～三月を推計し、これを二十七年四月～十二月分に加えて求めた。

水産業も林業と同じようにして計算されたが、この場合の延長指数は、つぎのようにして求めた概算の水産業動労所得によつた。すなわちそれは、まず「農林水産統計月報」より、規模別漁家（無動力及び三屯未満）及び個人経営別に、一戸当たり平均雇傭労賃に二十四年「漁業センサス」による同上規模別漁家数及び個人経営数を乗じて、総漁家の雇傭労賃を算出し、つぎに「四半期別法人企業統計調査」によつて、水産業の法人従業員給与額を求め、両者を合計したものである。

(ロ) その他の産業 各産業別に、常備日傭別一人当たり平均賃金にそれぞれの雇傭者数を乗じて算出した。なお、その他分類不能の産業については、その人員が「労働力調査」で零となつている（他の産業にふくまれていない）ため、今次推計にはあらわれていない。

(I) 一人当たり賃金

製造業

(i) 鉱業、建設業 卸小売業、金融及び不動産業、運輸通信及びその他の公益事業についてはつぎの通りである。常備職員労務者については、まず労働省の「毎月勤労統計」（以下毎勤という）により一人当たり平均現金給与総額を求め、さらに二十五年十月の「給与構成調査」（労働省）における現金給与に対する現物給与の比率で現物給与を推計し加えた。

つぎに毎勤は雇傭者数三〇人以上の規模の事業所についての調査であるから、右の金額を、さらに三〇人以下の規模をも含む国税庁の「民間給与実態調査」によつて規模修正した。

日傭労務者については、毎勤により求めた毎月きまつて支給する給与の一人当たり平均を右の国税庁資料で規模

修正し、これに「労働力調査」より算出した非農林業の常備日傭の就業時間比を乗じて日傭者一人当たりを求めた。

なお、建設業の日傭労務者のみについては、「屋外労務者職業別賃金調査」（労働省）における平均日額に、月間稼働日数を乗じて算出した。

(ii) サービス業については、前記国税庁資料より求めた卸小売業に対するサービス業の賃金格差を、(i)で求めた卸小売業の常備、日傭の賃金にそれぞれ乗じて、常備、日傭の賃金を算出した。

(iii) 公務については、国家公務員（人事院調）、地方公務員（自治庁調）、駐留軍労務者（調達庁調）別に一人当たり平均賃金を求め、これらを二十五年「国勢調査」における三者の就業者数でウェイトして、公務一本の平均賃金を算出した。なお公務の日傭労務者については、一律に国家公務員の人件費の予算単価によつた。

(II) 雇傭者数

昭和二十五年の「国勢調査一〇％集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向によつて延長推計した。

すなわち、まず「労働力調査」の非農林水産業計について、個人業主数(A)と雇傭者数(B)との合計(A+B)を求め、その二十五年九月を基準としたそれ以降各月毎の指数(α)を二十五年国調における非農林水産業の個人業主数(C)と雇傭者数(D)との合計(C+D)に乗じて、個人業主数と雇傭者数との合計人員を算出した。

$$(C+D) \times \alpha = E$$

つぎに全く同様な方法で、各産業別、個人業主雇傭者別に、国調の各産業別個人業主数及び雇傭者数を延長して(註)各月の産業別個人業主数及び雇傭者数を求め、その計数から、個人業主数と雇傭者数の構成比、及びその各々の産業別構成比を求め、これをさきに求めた個人業主数と雇傭者数を合算したもの(E)に乗じて、個人業主と雇傭者に分け、さらに各々を産業別に按分した。

なお、雇傭者のうち常備日傭の区分は、「労働力調査」におけるその比率で求めた。さらに以上のようにして求めた常備職員労働者中には、常勤重役が含まれているので、後述の産業別（公務を除く）の常勤重役数を控除した。

(註) 各産業別、個人業主雇傭者別に延長するとき、労働においては、卸小売業と金融業が合算されているので、国調においてもこれを合算して延長し、各産業別に按分する時も合算のまま按分し、卸小売業と金融業の分割は、国調における（卸小売業＋金融業）に対する卸小売業と金融業のそれぞれの構成比を個人業主と雇傭者について求め、それによつて分割した。

(b) その他の被傭者報酬

(イ) 兼業 統計局の「消費実態調査」により、勤労者世帯一ヶ月における世帯主の本業収入と副業収入を求め、両者の割合を農林水産業以外の勤労所得に乗じて算出した。

(ロ) その他

(I) 重役俸給

常勤重役一人当り平均給与に重役数を乗じて求めた。

まず一人当り平均給与については、大蔵省調二十七年「年次法人企業統計調査」により、産業別に一人当り常備労働者給与に対する常勤重役給与の比率を求め、これを前項の各産業の常備労働者一人当り平均給与に乘じ、それぞれの産業の重役一人当り平均給与を算出した。

重役数については、右の「年次法人企業統計調査」における産業別の重役数をそのままとつた。

なお、金融保険業については、「法人企業統計調査」の対象となっていないので、常備労働者平均給与に対する常勤重役平均給与の格差には、不動産業のそれを適用し、その重役数は、「民間給与実態調査」によつて卸小売業に対する金融保険不動産業の重役数の比率を求め、これを前記のようにして算出した卸小売業の重役数に乘

じて推計した。

(II) 社会保険料雇傭主負担分

社会保険料雇傭主負担分は、厚生省保険局の「事業月報」から求めた社会保険の保険料額に、雇傭主負担分の比率を乗じて求めた。

(III) チップ

昭和二十五年「個人別賃金調査」（労働省）をもとに推計した卸小売業及びサービス業についての二十六年度のチップ額を基礎にし、これらの産業における勤労所得総額の二十六年度から二十七年年度への伸びの指数でそれぞれ延長して、二十七年年度のチップ総額を求めた。

(IV) 才費

衆、参両議員については、各会計課調、都道府県市区町村関係議員については、地方自治庁調によつた。

(B) 個人業主所得

この所得は、個人が企業の主体となり、家族や雇傭者の労働を使つて企業を運営し得た所得であるが、その実質は、企業としての利潤と、自己及び家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業

農業は、二十五年年度につき、地区別、農家階層別に詳細に推計した所得を基礎にして、「農家経済調査」から求めた全府県平均農家一戸当り農業所得と、二十五年「世界農業センサス」を基礎にして求めた農家戸数との二十五年年度から二十七年年度への伸びによつて、二十七年年度を延長推計した。

林業については、すでに推計済の二十七年十一月分を基礎にして、その後の生産、物価の総合指数により二十

八年一〜三月を延長して求めたものを、二十七年四〜十二月分に加えて算出した。  
水産業も林業と全く同様の方法によつた。

(b) その他の産業

農林水産業以外の産業別個人業主数に、各産業一人当り平均所得を乗じて算出した。右の個人業主数は、農林水以外の各産業雇傭者数の推計と同様の方法で求めた。

一人当りの所得は、製造業と卸小売業については、まず「個人商工業経済調査」の従業員規模別一人当り所得を、「労働力調査」の規模別従業員数によつて加重平均して全規模一人当り平均所得を算出し（この場合短時間就業者について所要の調整を加えた）、つぎに、右の「個人商工業経済調査」では、減価償却費を所得から控除してないので、この点を「年次法人企業統計調査」から資本金二百万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率を求めて調整し、さらに「個人商工業経済調査」は特定都市のみを調査対象としているので、国税庁の「税務統計」によつて全国一人当り所得と対象都市のそれとの比率を求めて調整した。

製造業、卸小売業以外の産業については、「税務統計所得税表」から産業別一人当り所得を求め、鉱業と建設業は、その製造業に対する比を、金融不動産業、運輸通信その他の公益事業及びサービス業は、その卸小売業に対する比を、それぞれさきに推計した製造業、卸小売業の一人当り所得に乘じて求めた。

(c) 内職

統計局の「消費実態調査」の勤労者世帯収入調査より、世帯主本業収入に対する内職収入の割合を求め、これを農林水産業以外の勤労所得に乘じて求めた。ただし、二十五年九月より世帯主の「内職収入」の項目がなくなり、世帯員一本になつたので、二十五年九月を基準とし、それ以降の各月の世帯員の内職収入の動きによつて世帯主の内職収

入を延長して求めた。

(C) 個人賃貸料所得

この所得は、個人が所有する不動産の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を本業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるので、本項には含まれない。また、個人業主自身が所有する営業用宅地々代家賃は、個人業主の所得の一部を構成するものとみなして、本項には含めないが、他の個人（個人業主を含む）が右の資産を所有し、個人業主に賃貸することによつて得た所得は計上される。さらに、個人所有の自家消費用宅地々代、家賃から発生する所得も評価計上されている。

実際の推計においては、田畑小作料、宅地々代、家賃の所得のみが計上されているが、その外、個人が所有する特許権、著作権等にもとずいて発生する所得も本項に含まれるべきである。

(a) 田畑小作料

「田畑別反当り小作料」（勸銀調）から反当平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畑別小作地面積（二十四年度「農地センサス」による計数を基礎にし、「農地問題に関する統計資料」（農林省農地局）からその後の小作地増減を調整した）を乗じて求めた。

(b) 宅地々代

つぎのようにして推計した宅地面積に、一坪当り純地代を乗じて求めた。

(イ) 住宅面積

まず地方自治庁の「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これより農漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、つぎにこの面積から、二十二年「宅地調査」における比率により、法人所有分および個

人所有自己使用営業用分を控除し、さらにこれに二十三年「農家経済調査」と二十五年「世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用地と、二十四年「漁業センサス」による漁家（専業及び賃労働兼業漁家）戸数に漁家一戸当り宅地面積（農家の消費用と同一とみなした）を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した。

(ロ) 坪当り宅地々代 物価庁資料による全国平均標準地代（二十五年八月現在）を用い、これを基礎として公定地代一九都市平均の伸びにより求めた坪当り平均宅地々代より、坪当り平均固定資産税を控除して推計した。

(c) 家賃

住宅面積に坪当り平均家賃を乗じ、経費を控除して求めた。

(イ) 住宅面積 二十七年についての地方自治庁調査屋総床面積に、すでに推計済の昭和二十五年年度家屋総床面積に対する法人所有分及び個人自己所有営業用分を控除した家屋面積の比率（昭和二十六年年度国民所得報告の住宅面積の項参照）を乗じて求めた。

(ロ) 坪当り家賃 まず物価庁資料から、東京都における昭和十三年から二十五年までの年別統制家賃を求め、これを「税務統計」に示された東京都に対する全国平均坪当り賃賃価格の格差によつて全国平均のものに修正し、つぎに十三年から十六年までの各年における右の全国平均家賃を建築時期別住宅戸数（二十三年「住宅調査」による）により加重平均したものと、それ以後の年次のものを再び建築時期別住宅戸数（同上住宅調査による）により加重平均して、二十五年八月の坪当り家賃を推計し、それを基礎として求めた二十七年一～三月の計数を、総理府統計局調「消費者価格調査（CPS）」の家賃指数の傾向により延長推計した。

(ハ) 経費 右の坪当り家賃に住宅面積を乗じて総家賃を算出し、つぎに東京都の統制家賃の原価構成調から求めた修繕費、減価償却費、租税等の比率を総家賃に乗じて得た金額を、総家賃から控除して純家賃を推計した。

(D) 個人利子所得

個人が政府と民間企業から受取る貨幣利子及び帰属利子からなる。ただし政府からの利子は、生産公債利子のうち個人に支払われたもののみである。なお今回の推計より、政府が受取る利子収入は官公事業剰余に包含することにした。帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用に伴つて無償で金融機関からうけたとみなされるサービスに相当する利子部分と、生命保険会社によつて個人の勘定として留保された投資収入からなる。（帰属利子の概念については昭和二十六年年度国民所得報告五七頁参照）

(a) 貨幣利子

銀行、信託、信組、農協、生命保険、損害保険等の金融機関については、まずそれぞれの損益計算書から支払利息を求め、このうちの個人分を個人法人別預貯金残高等をもとにして推計した。また有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分を計上した。なお、個人の受取る赤字国債の利子は振替所得となるので、これを別途推計して、右の利子総額より控除した。

(b) 帰属利子

一般金融機関については、その証券投資収入および貸出収入から、預金、債券、借入金等に対する利息および日銀よりの借入金利息を控除したものに、個人法人別預貯金残高等をもとにして求めた個人分の比率を乗じて、個人分の帰属利子を推計した。生命保険については、損益計算書から投資収入を求め、それから支払利子を差引いた残金を全部個人の帰属利子とした。

(E) 法人所得

法人所得は、普通法人、特別法人の所得に、日銀および開銀の国庫納付金を加算したものである。

普通法人および特別法人の所得は、「税務統計」の会社表及び特別法人表における利益会社の利益金に、利益金から控除された繰越欠損金を加え、さらに「年次法人企業統計調査」から求めた利益会社利益金に対する損失会社損失金の比を、「税務統計」から推計した前記の利益会社利益金に乗じて損失会社損失金を算出し、これを控除した。なお「税務統計会社表」の時期のズレ、ならびに国税庁資料にもとづく更正決定による増加分の調整をおこなった。日銀および開銀の国庫納付金は、決算額によつた。

法人所得は、法人税、個人配当(重役賞与を含む)、法人未分配利潤から構成される。法人税は決算書より求めた。個人配当は、「年次法人企業統計調査」の利益会社における配当及び重役賞与の利益金に対する比率を求め、これを「税務統計」から推計した利益会社の利益金に乗じて、配当金及び重役賞与を算出したが、このうち配当金については、さらに大蔵省証券課の資料による株式中個人所有分の比率で、配当のうちの個人受領分のみを推計した。

未分配利潤は法人所得から法人税及び個人配当を控除したものである。

なお、政府受領の配当金は、官業剰余として計上されるので、法人所得ないし個人配当からは除いた。

#### (F) 官公事業剰余等

この所得は、官公事業剰余と政府の受取る賃賃料及び利子収入からなる。

官公事業剰余は、印刷庁、国有鉄道、電信電話公社、郵政、預金部、造幣庁、貴金属、食管、専売(間接税とみなされる益金を除く)、アルコール等の特別会計、ならびに政府機関のうち企業と目されるものの事業剰余を、予算または決算見込により推計した。

政府の賃賃料収入は、政府の受取る地代、家賃、特許権、版權収入等から、政府のそれらについての支払を差し引いて、純額として求めた。利子収入については、一般会計ならびに特別会計の運用利子収入から支払利子を差し引き、

かつ赤字公債利子もおとして求めた。

#### (G) 海外よりの純所得

この所得は、勤労所得、賃賃料所得、利子所得、法人所得など、右に述べた各種の所得についての海外からの受取から、海外への支払を差引いた、わが国の海外よりの純所得のことであつて、分配国民所得の各項目に分散して計上することもあるが、ここでは、これらの対外的なものは一括してこの項に計上した。

この所得は、大蔵省調の「わが国国際収支表」によつて、投資利益の受取から支払を差引いて推計した。

#### (2) 調整項目

##### (A) 資本減耗引当

資本減耗引当は、減価償却費、資本の偶発損および経常費としての資本支出からなるが、後の二者は時価ベースで評価されているのに対し、減価償却費については、農業以外は簿価によつてゐる。

##### (a) 減価償却費

減価償却費は、官公事業、法人企業、個人企業及び個人住宅について計上した。まず官公事業については、企業または特別会計の決算書、決算見込等によつて減価償却額を求めた。

法人企業は、二十七年「年次法人企業統計調査」の減価償却費を、「四半期別法人企業統計調査」の減価償却費の傾向により、四半期別に振分け、二十八年一〜三月分をも同様にして求めて、二十七年度を算出した。

個人企業は、農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業、運輸通信業について推計を行った。農業については、二十六年年度「農家経済調査」による農業所得に対する減価償却費の割合を分配面における農業個人業主所得に求めた計数を、農業個人業主所得の傾向で延長して二十七年度を推計した。商工業については、分配面で求めた減

価償却費（年次法人企業統計調査における当該業種の 為償却費 の比率をもちいて推計した）をそのままとつた。

鉱業以下は、二十七年「年次法人企業統計調査」の資本金二〇〇万円以下の附加価値対減価償却費の割合を、分配面におけるそれぞれの産業の個人業主所得に乘じて、二十七年の減価償却費を求め、さらにこれを個人業主所得の傾向で二十七年に延長した。

個人住宅については、分配面で求めた二十五年減価償却費を基礎とし、統計局調査指数で延長した。

(b) 資本偶発損

これは、損害保険の支払保険金、準備金等と国営林の火災支払保険金を推計したものである。

まず損害保険については、損害保険協会調により、二十七年支払保険金（再保険を除く正味保険金）と準備金及び備金の増加額を把握した。二十七年分については、右の年度増加額を月別収入保険料の傾向により求めた。

また国営林については、二十七年「特別会計決定計算書」による、森林火災保険から支払保険金をそのままとつた。二十七年については「四半期支出報告書」によつた。

(c) 経常費としての資本支出

資料の関係で推計していない。

(B) 間接事業税

間接税及び同税外負担よりなるが、間接税としては、租税のうち他に転嫁せられるものと考えられるものを計上した。まず中央財政については、酒税、砂糖消費税、物品税、通行税、関税等を間接税とし、その外税外負担として、印紙収入、専売益金等を計上した。資料は国税庁資料にもとづき算出し、決算見込によつて改算した。また、地方財政については、昭和二十七年は予算額により算出し、旧推計の昭和二十六年度は、新たに発表された自治庁資料「地方財政概要」により改算を行つた。

(C) 補助金

政府の財貨サービス購入額算出の過程における控除項目のうち、価格調整費（食糧）及び損失補償金を補助金として決算書より求めた。

(二) 国民総支出

個人消費支出、国内民間総資本形成、海外純投資及び政府の財貨とサービス購入からなつている。

(1) 個人消費支出

これは、個人や非営利団体（個人にサービスを提供するもののみ）の財貨及び用役に対する支出であつて、飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費（帰属利子と本邦人海外純消費を含む）からなる。

(A) 飲食費（酒、煙草を含む）

二十五年について行つた物的推計額を基礎とし、これを人的方法（家計における消費支出を基礎とする方法）にもとづく推計額の指数により延長して、二十六、二十七年を推計した。

(B) 被服費

これは、物的方法で把握した二十二歴年推計額を基礎とし、経済審議庁調査課調物資供給量指数、CPI（東京）と人口の動きを加重した指数を用いて、二十七年まで延長推計した。

(C) 光熱費

飲食費と同一方法によつた。

(D) 住居費（地代家賃を除く）

各年とも人的方法による計数を求め、二十一年度における住居費中に占める地代家賃の割合五〇%を用いて、地代家賃を除いた。

(E) 雑費（帰属利子を除く）

人的方法によつて、非農家及び農家につきそれぞれ推計し、合算した。

非農家は都市と郡部に分けて求めた。すなわち、CPSの全都市と小都市の一世帯当り雑費支出金額を求め、都市については、右の全都市一世帯当り金額に国調と労調から求めた都市世帯数を、郡部については、小都市一世帯当り金額に郡部世帯数を、それぞれ乗じて都市支出金額、郡部支出金額を求めた。

農家については、「農家経済調査」の家計支出中の雑費に後記のような修正を加えてまず二十四年度を求め、これを基礎として、二十五年以降は、全府県一世帯当り支出金額に農家戸数を乗じたものを指数化し、延長推計した。二十四年における修正は、農家経調の調査対象が比較的大農家にかたよつている傾向があるので、階層別、地区別に、それぞれ支出金額に戸数を乗じたものを加算して求めた。

(F) 地代家賃（住居費）

住居費のうち地代家賃については、自己所有自己使用消費用の用役を加算する必要から、住居費の推計から切離して推計した、二十七年度は、歴年推計の二十七年一月～三月を基礎とし、分配面の地代家賃の傾向により延長推計した。

(G) 帰属利子（雑費）

これは、金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子については、金融機関損益計算書による受取利子と支払利子の差額をとつた。（詳細は分配所得の帰属利子の項参照）

帰属サービスについては、生命保険会社損益計算書における保険料収入に、右の帰属利子を加えたものから、保険金、再保険金等を差引いて求めた。

(H) 本邦人海外純消費（雑費）

大蔵省調「国際収支」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額をとつた。

(2) 国内民間総資本形成

政府による投資を除く国内における民間企業の投資について把握したものであり、個人住宅建設、法人企業投資および個人企業投資よりなつてゐる。

(A) 個人住宅

建設省「建築動態統計」より居住用個人建築物を求め、それより農家住宅と、一般併用住宅のうち営業用とみなされる部分<sup>1)</sup>を除いた残りを個人消費用住宅とし、さらに着工々事額の過少申請、狭少面積の統計洩れ等に対し、従来の推計方法と同じく三割増を見込んだ。

(B) 法人企業

(a) 生産施設

まず一般産業（金融業を除く）と金融業に分けて、つぎの(イ)、(ロ)の方法によつて生産施設の増加額を推計し、これを指数(四半期別法人企業統計調査における固定資産の二十七年十一月～十二月に対する二十八年一月～三月の伸び)により延長して二十七年度を推計し、さらにこの一般産業分と金融業を合計した二十七年推計数を基礎として、指数(臨時資金)<sup>2)</sup>の増減(臨時資金十社内臨時の十一～十二年度増減)により、二十七年、二十六年、二十六年をそれぞれ逆延長して求めた。(前記設備資金は経済審議庁調産業資金供給による)

(イ) 一般産業(金融業を除く) 二十七年「四半期別法人企業統計調査」により二十七年末固定資産(無形固

定資産や証券投資等を除く) 残高に対する各四半期の純増加額(増減(増減)の合計額の割合を求め、これを二十七年「年次法人企業統計調査」の固定資産(無形固定資産や証券投資等を除く) 残高に乗じて、純生産施設増加額を推計し、さらに右の「年次法人企業統計調査」による減価償却費を加算して、一応二十七年純生産施設とした。つぎにこの歴年計数を、「四半期別法人企業統計調査」における生産施設の四半期別純増加額の割合によつて四半期分割を行い、このうちの二十七年十月十二月の計数を、「四半期別法人企業統計調査」における生産施設の純増加額の二十七年十月十二月から二十八年一月三月への伸びの指数により延長して、二十八年一月三月における生産施設増加額を求め、これを二十七年四月十二月分に加えることによつて二十七年度を推計した。

(ロ) 金融業 金融機関の財務諸表より営業用有形固定資産の増加額を算定し、これに同資料より求めた減価償却費を加算して、二十七年総生産施設を求めた。

(b) 在庫品

一般産業(金融業を除く) についてののみ推計を行った。

これは、二十七年「年次法人企業統計調査」における年初棚卸資産残高と年末棚卸資産残高の差引増加額をそのままとつて二十七年年分とし、産業資金中の運転資金(経済審議庁調産業資金供給による)の割合によつて、四半期分割を行い、さらに右の運転資金の傾向によつて延長し、二十七年度を求めた。

(c) 個人企業

(a) 農業

二十六年度の「農家経済調査」により、農業所得に対する総生産施設(動植物及び減価償却費を含む)と在庫品の増の割合を求め、これらの比率を分配面において推計した農業個人業主所得に乗じて、二十六年度の生産施設及び在庫品の増加額を推計した。さらにこの二十六年度の計数を、農業個人業主所得の傾向で延長推計して、二十七年年及び二十七年度を求めた。

(b) 製造工業、卸小売業

二十七年「個人商工業経済調査」から、一業主当りの所得に対する総生産施設(減価償却費を含む)と在庫品の増加割合を求め、これを分配面より推計したそれぞれの個人業主所得に乗じて求めた。

(c) 鉱業、建設業、運輸通信業

二十七年「年次法人企業統計調査」による資本金二〇〇万円以下の法人についての附加価値に対する生産施設と在庫品の増加、及び減価償却費の割合を求め、これを分配面で推計したそれぞれの個人業主所得に乗じて求めた。二十七年度は当該個人業主所得の傾向により延長推計した。

(3) 海外純投資

大蔵省調二十七年「国際収支」を基礎に、国連方式に即して二十七年海外純投資を算出し、日銀「外国為替統計月報(決済通貨別外国為替収支一覽)」等によつて、二十八年一月三月を延長推計して二十七年度を求めた。

右の「国際収支」においては、贈与のごときものをも無償で提供されたものとみず、財貨サービスの支払または受取に計上する一方、反対項目にこれと同額をたてて、バランスさせている。国民所得上は、この見合項目を除いて財貨サービスのみの受払をとつた。なお「国際収支」には、終戦処理費等による駐留軍等へのサービス提供が含まれてゐることはいうまでもないが、これは国民総支出中の政府の財貨サービス購入と重複するので、これを控除して海外純投資を算出した。

二十六歴年および同年度についても、ほぼ同様にして推計したが、歴年から年度への延長方法は、資料の関係で、二十七年の場合とは若干異なる。また特需各項目の財貨とサービスへの振分けについては、項目の細部が明確を欠くため、二十六年と二十七年とは必ずしも一貫していない。

(4) 政府の財貨とサービス購入

昭和二十七年の推計は、概ね二十六年の推計方法を踏襲して算定した。

(A) 中央財政

(a) 一般会計

二十七年の計数は決算書から求めた。支出済才出総額から各控除項目を差引いて算出する方法は前と変わらない。なお四半期分割は、第一・四半期、第三・四半期(二十七年四月十二月)は、二十七年推計の際の各所管別の月別支出済額報告書を用いて行い、第四・四半期(二十八年一月三月)は、右の第一・四半期、第三・四半期分の計数を二十七年総額から差引いて求めた。

(b) 特別会計

(イ) 企業特別会計

各特別会計別に資産増及び減価償却費を算出する方法は従来と同様である。ただし資料については、二十六年は決算書によつたが、二十七年は食糧管理特別会計及び国有林野特別会計のみ、第四・四半期分を予算書によつた。また二十七年の推計の際、減価償却費を計上していなかつたものについては、これを補充した。

(ロ) 非企業特別会計

二十七年決算書によつて年度分を算定し、一般会計と同様、月別報告書によつて得られた計数にもとづいて四半期分割を行つた。才出総額から振替支出、他会計繰入給付金等を差引く推計方法は従来と変わらない。

(B) 地方財政

地方自治庁発表「地方財政概要」を用いて、才出総額から、国県支出金、公債費、公共事業費分担金及び振替支出を控除して算出した。公共事業費分担金は、中央財政一般会計の才入における分担金収入を、振替支出における生活保護費は、国の生活保護費の四分の一を、また市町村吏員恩給は、市町村吏員恩給組合連合会の資料によつて、それぞれ計上した。公企業も二十六年に準じて推計した。ただし、二十六年は決算書によつたが、二十七年は予算書を用いた。

(附) 新旧推計方法の相異点

今回の二十七年推計にさいして従来の推計方法を変更した部分があり、その場合、変更した部分については、過去の年次にわたつても改訂した。したがつて、新旧二つの方法にもとづいての推計結果がともに得られるのは、二十六年度が最近年度のものとなるので、二十六年の新旧計数を用いて、新旧推計方法の主な相異点をのべておく。

(I) 分配国民所得

(A) 勤労所得

勤労所得は、旧の二兆一千三百七十九億円に対し、新では一兆九千六百四十八億円で、約一千七百億円減少したが、その最大の理由は、農林水産業以外の賃金俸給の推計において、基礎統計資料を変更したためである。

すなわち、従来は、農林水産業以外の産業における一人当たり平均賃金を求める場合、従業員三〇人以上の規模の事業所について毎勤からとつた賃金を全数規模に修正するために、「失業保険統計」を用いていたのを、今回は「失業保険統計」ではなく、国税庁の「民間給与実態調査」を利用することとした。この基礎統計変更の理由としては、とく

昭和26年度分配国民所得の新旧推計の対比 (単位十億円)

項 目	新推計 (A)	旧推計 (B)	(A)-(B)
1 勤 勞 所 得	1,964.8 (43.3)	2,137.9 (45.6)	△ 173.1
賃 金 及 俸 給	1,814.0 (40.0)	2,001.8 (42.7)	△ 187.8
其 の 他	150.8 (3.3)	136.1 (2.9)	14.7
2 個 人 業 主 所 得	1,931.7 (42.6)	1,920.1 (41.0)	11.6
農 林 水 産 業	992.8 (21.9)	928.7 (19.8)	64.1
其 の 他	938.9 (20.7)	991.4 (21.2)	△ 52.5
3 個 人 賃 貸 料 所 得	40.0 (0.9)	39.9 (0.9)	0.1
4 個 人 利 子 所 得	56.6 (1.2)	56.6 (1.2)	0
5 法 人 所 得	493.8 (10.9)	493.8 (10.5)	0
法 人 税	229.9 (5.1)	214.6 (4.6)	15.3
個 人 配 当	40.5 (0.9)	40.5 (0.9)	0
法 人 留 保	223.4 (4.9)	238.7 (5.0)	△ 15.3
6 官 公 事 業 剩 余 等	50.9 (1.1)	37.6 (0.8)	13.3
7 海 外 よ り の 純 所 得	△ 2.5 (0)	△ 1.6 (0)	△ 0.9
8 合 計 (分 配 国 民 所 得)	4,535.3 (100.0)	4,684.3 (100.0)	△ 149.0

国民総支出の新推計は、二千九十九億円の減少となつたが、この大部分は、個人消費支出と国内民間総資本形成の二項目においておこつた。

(A) 個人消費支出

新推計では二千二十億円を減じた。

これは、雑費および本邦人海外純消費の二項目の推計方法をつぎのように改めたためである。

(a) 雑費については、これまで、二十二年の物的方法による推計額を基礎として、CPI(東京)、物資供給量指数(経審調査課調)、および総人口の推移の三者を相乗した指数(いずれも二十二年を100とする)によつて延長推計を行つてきたが、新推計では、これを改めて、人的方法によつて計算した結果、二千七百七十六億円

(2) 国民総支出

に小規模事業所の賃金の把握において、国税庁資料の方がすぐれていると認められたからである。

「その他」で若干計数が増加しているのは、計数整理によるほか、暫定計数を確定計数におきかえたためである。

(B) 個人業主所得における農林水産業が六百四十億円ほど増加したのは、農業所得の推計にさいし、従来は「農家経済調査」から農家一戸当り平均所得を求める場合に、動植物の増殖額を収入に含めず、かつ動植物の減価償却費を経費から除外していたが、今回はこのような調整を加えないこととしたためである。

農林水産業以外の産業で五百三十億円ほど減少したのは、これらの産業における一業主当り平均所得の算定の基礎となる製造業及び卸小売業の一業主当り平均所得の推計にあつて、従来は「個人商工業経済調査」の規模別所得を「労働力調査」の規模別事業所数のウェイトで加重平均して算出していたが、今回は、そのさい一人しか従業員のない最低規模のものについて、つぎのような調整を加えたためである。

すなわち、「労働力調査」によれば、一人規模のものは全業主数の四割であり、きわめて短時間しか就業しない個人業主は全業主数の二割である。しかも短時間就業の個人業主は殆んど一人の規模であるので、結局一人規模の個人業主のうち、半数は短時間就業個人業主ということになる。そこで、一人規模個人業主の半数に、「個人商工業経済調査」による一人規模の一業主当り所得を乗じ、残りの半数には、右の一業主当り所得の半額を平均所得とみなして、これに乗じた。(個人商工業経済調査の調査対象となる業主は、ほぼフルに稼働しているもののみであると考へた)

(C) 法人所得の内訳が若干変つたのは、法人税を確定計数にとりかえたためである。

(D) 官公事業剰余等および海外よりの純所得の計数が変つてゐるのは、ともに暫定計数を確定計数におきかえたためである。

昭和26年度国民総支出の新旧推計の対比 (単位百万円)

項	目	新推計(A)	旧推計(B)	(A)-(B)
1	個人消費支出	3,128,279	3,330,367	△ 202,088
	飲食費	1,836,448	1,836,448	0
	被服費	341,144	341,144	0
	光熱費	121,878	121,878	0
	住居費	101,111	101,111	0
	雑費(除掃属利子)	613,760	891,401	△ 277,641
	地代家賃	75,728	75,722	6
	掃属利子	39,748	39,748	0
	本邦人海外純消費	△ 1,538	△ 77,085	75,547
2	国内民間総資本形成	1,257,893	1,264,321	△ 6,428
	個人住宅	56,160	56,718	△ 558
	生産者耐久施設	617,278	665,225	△ 47,947
	法人企業	476,947	554,145	△ 77,198
	個人企業	140,331	111,080	29,251
	在庫品増加	584,455	542,378	42,077
	法人企業	406,845	337,643	69,202
	個人企業	177,610	204,735	△ 27,125
3	海外純投資	100,358	104,947	△ 4,589
4	政府の財貨とサービス購入	1,054,215	1,051,037	3,178
	中央	525,673	522,495	3,178
	地方	528,542	528,542	0
5	合計(国民総支出)	5,540,745	5,750,672	△ 209,927

を減じた。

(b) 本邦人海外純消費の旧推計は、本邦人の海外消費等から、海外人の本邦内での消費等を差引いて計算したが、今回は、大蔵省調「国際収支」の貿易外項目中、旅行者消費の受払差額のみを計上した。これは、前記のように、雑費の推計方法が、物的方法から人的方法に改められた結果、駐留軍人家族の消費支出額を調整控除する必要はないと考えられたからである。これによつて七百五十五億円の増となった。

(c) 地代家賃の項目の微増は、計数整理のためである。

(B) 国内民間総資本形成

新推計では六十四億円減少したが、これは主に、生産者耐久施設および在庫品増加の二項目の推計方法を改めた結果である。

(a) 法人企業

(i) 生産者耐久施設については、旧推計では、「四半期別法人企業統計調査」を基礎としたが、新推計では、年次及び四半期別の両「法人企業統計調査」によつて二十七年を求め、これを基礎として、設備資金の傾向によつて二十六年度分を推計した。二十六年の「四半期別法人企業統計調査」の計数は、資産再評価等の関係で、そのままこれにより難い点があるからである。なお今回は金融業の耐久施設をも含めた。

減価償却費については、旧推計では、「年次法人企業統計調査」の計数を、同調査の払込資本金と「税務統計」のそれとの格差によつて修正したが、新推計では、「年次法人企業統計調査」における減価償却費の5%増(金融業を含めた結果)を計上した。

これらの変更によつて、法人企業の総生産施設は七百七十一億円を減じた。

(ii) 在庫品増加は、旧推計においては、「四半期別法人企業統計調査」を基礎としたが、新推計では、「年次法人企業統計調査」における二十六歴年中の増加額を、産業資金中運転資金の傾向によつて分割および補外して、二十六年増加額を推計した結果、六百九十二億円を増加した。

(b) 個人企業

農業の生産施設に新たに動植物を含めた以外は、旧推計方法を大体踏襲したが、推計の基礎となる分配面の個人業主所得が改訂され、また「個人商工業経済調査」の投資比率および在庫比率（対所得）が若干変更されたため、生産施設は二百九十二億円の増、在庫は二百七十一億円の減となった。

(c) 個人住宅の増加五億円は、計数整理の結果である。

(C) 海外純投資

これまでは、大蔵省調「国際収支」における受払の差額から、対日援助物資に見合う額を控除して、海外純投資を推計したが、新推計では、国連方式により、前記資料中贈与の見合項目を含めない財貨とサービスの受払差額から、財政面と重複する終戦処理費を差引いて、海外純投資を算出した。このために四十五億円を減じた。

(D) 政府の財貨とサービス購入

新たに生産国債利子を中央財政に加えたために、三十一億円余を増加した。